

新	旧
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づき、<u>良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示</u>及び<u>広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置並びにこれらの維持について必要な規制を行う</u>ことを目的とする。</p> <p>（広告物の在り方）</p> <p>第2条の2 <u>広告物又は掲出物件は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。</u></p> <p>（禁止）</p> <p>第3条 次<u>に</u>掲げる広告物又は<u>掲出物件</u>は、表示し、又は設置してはならない。</p> <p>（1）～（5） 省略</p> <p>第4条 次<u>に</u>掲げる地域又は場所においては、<u>広告物を表示し、又は掲出物件</u>を設置してはならない。</p> <p>（1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、<u>美観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は生産緑地地区のうち、知事が指定する地域又は地区</u></p> <p>（2）～（4） 省略</p> <p>（5）森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある<u>地域のうち、知事が指定した地域</u></p> <p>（6） 省略</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づき、<u>美観風致</u>を維持し、<u>及び公衆に対する危害を防止するために屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示の場所及び方法並びに広告物を掲出する物件</u>の設置及び維持について必要な規制を行なうことを目的とする。</p> <p>（広告物の在り方）</p> <p>第2条の2 <u>広告物又は広告物を掲出する物件は、美観風致</u>を害し、<u>及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。</u></p> <p>（禁止）</p> <p>第3条 次の各号に掲げる<u>広告物又は広告物を掲出する物件は</u>、表示し、又は設置してはならない。</p> <p>（1）～（5） 省略</p> <p>第4条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、<u>広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。</u></p> <p>（1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、<u>美観地区、風致地区又は緑地保全地区のうち</u>知事が指定する地域又は地区</p> <p>（2）～（4） 省略</p> <p>（5）森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある<u>地域のうち知事</u>が指定した地域</p> <p>（6） 省略</p>

新	旧
<p>(7) <u>愛媛県自然環境保全条例</u>（昭和48年愛媛県条例第32号）第21条第1項の規定により指定された愛媛県自然環境保全地域の特別地区</p> <p>(8)・(9) 省略</p> <p>(10) <u>高速自動車国道及び自動車専用道路（休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域を除く。）の全区間、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の知事が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）の知事が指定する区間</u></p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) <u>都市公園法</u>（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園 <u>及び同法第33条第4項に規定する公園予定区域並びに社会資本整備重点計画法施行令</u>（平成15年政令第162号）第2条各号に掲げる公園又は緑地の区域</p> <p>(13) <u>官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、記念館、体育館及び病院</u> の敷地内</p> <p>(14)～(16) 省略</p> <p>2 <u>次</u> <u>に</u>掲げる物件には、<u>広告物</u>を表示し、又は<u>掲出物件</u>を<u>設置</u>してはならない。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) <u>景観法</u>（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された<u>景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木</u></p> <p>3 省略 （許可）</p> <p>第5条 <u>次に掲げる地域又は場所（前条に規定する地域又は場所を除く。）において広告物</u>を表示し、又は<u>掲出物件</u>を<u>設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>愛媛県自然環境保全条例</u>第23条第1項に規定する愛媛県自</p>	<p>(7) <u>愛媛県環境保全条例</u> <u>（昭和48年愛媛県条例第32号）</u>第21条第1項の規定により指定された愛媛県自然環境保全地域の特別地区</p> <p>(8)・(9) 省略</p> <p>(10) <u>高速自動車国道及び自動車専用道路の</u> <u>全区間、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の知事が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）の知事が指定する区間</u></p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) <u>都市公園法</u>（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園区域及び同法第23条 <u>に規定する都市公園予定地</u> <u>の区域</u></p> <p>(13) <u>官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、記念館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内</u></p> <p>(14)～(16) 省略</p> <p>2 <u>次の各号に掲げる物件には、広告物</u>を表示し、又は<u>広告物を掲出する物件</u>を<u>設置</u>してはならない。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>3 省略 （許可）</p> <p>第5条 <u>次に掲げる地域又は場所（前条に規定する地域又は場所を除く。）において広告物</u>を表示し、又は<u>広告物を掲出する物件</u>を<u>設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>愛媛県環境保全条例</u> <u>第23条第1項に規定する愛媛県自</u></p>

新	旧
<p>然環境保全地域の普通地区</p> <p>(3)~(8) 省略</p> <p>2 知事は、広告物の表示又は掲出物件_____の設置が規則で定める基準に適合すると認めるときは、前項の許可をしなければならない。</p> <p>3 知事は、広告物の表示又は掲出物件_____の設置が前項の規則で定める基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、愛媛県屋外広告物審議会の議を経て、許可をすることができる。</p> <p>4・5 省略 (適用除外)</p> <p>第7条 次_____に掲げる広告物又は掲出物件_____については、第4条及び第5条の規定は、適用しない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>2 次_____に掲げる広告物又は掲出物件に_____については、第4条第1項及び第5条の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場等に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件_____で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件_____で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(3) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件_____</p> <p>(4) 講演会、演説会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件_____で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>3 次_____に掲げる広告物又は掲出物件については</p>	<p>然環境保全地域の普通地区</p> <p>(3)~(8) 省略</p> <p>2 知事は、広告物の表示又は<u>広告物を掲出する物件</u>の設置が規則で定める基準に適合すると認めるときは、前項の許可をしなければならない。</p> <p>3 知事は、広告物の表示又は<u>広告物を掲出する物件</u>の設置が前項の規則で定める基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、愛媛県屋外広告物審議会の議を経て、許可をすることができる。</p> <p>4・5 省略 (適用除外)</p> <p>第7条 次<u>の各号</u>に掲げる広告物又は<u>広告物を掲出する物件</u>については、第4条及び第5条の規定は、適用しない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>2 次<u>の各号</u>に掲げる広告物又は<u>広告物を掲出する物件</u>については、第4条第1項及び第5条の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場等に表示する_____<u>広告物又は広告物を掲出する物件</u>で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する_____<u>広告物又は広告物を掲出する物件</u>で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(3) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に<u>表示する_____</u><u>広告物又は広告物を掲出する物件</u></p> <p>(4) 講演会、演説会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する_____<u>広告物又は広告物を掲出する物件</u>で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>3 次<u>の各号</u>に掲げる広告物又は<u>広告物を掲出する物件</u>については</p>

新	旧
<p>、第4条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 自己の氏名、店名、名称若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場等に表示し、又は設置する<u>広告物又は掲出物件</u> _____ で、前項第1号に掲げるもの以外のものについて知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に該当するもの</p> <p>(2) 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とする<u>広告物又は掲出物件</u> _____ について知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に該当するもの</p> <p>4 次 _____ に掲げる<u>広告物又は掲出物件</u>に _____ ついては、第4条第2項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第4条第2項第7号から第9号まで及び第11号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する<u>広告物</u>で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、第4条第2項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する<u>広告物</u></p> <p>(3) 前2号に掲げる<u>広告物の掲出物件</u> _____</p> <p>5 表示又は設置の期間が5日以内の<u>広告物又は掲出物件</u> _____ (第1項及び第2項に規定するものを除く。)については、第5条の規定は、適用しない。この場合において、その<u>広告物の管理者の住所及び氏名並びに広告物の表示期間又は掲出物件</u> _____ の掲示期間を明示しなければならない。</p> <p>6 省略 (経過措置)</p> <p>第8条 第4条又は第5条に規定する地域、場所又は物件になつた際、当該地域、場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている<u>広告物又は掲出物件</u> _____ (以下「既存広告物等」という。)については、これらの条に規定する地域、場所又は</p>	<p>、第4条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 自己の氏名、店名、名称若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場等に表示する _____ <u>広告物又は広告物を掲出する物件</u>で、前項第1号に掲げる _____ 以外のものについて知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に該当するもの</p> <p>(2) 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とする<u>広告物又は広告物を掲出する物件</u>について知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に該当するもの</p> <p>4 次の各号に掲げる<u>広告物又は広告物を掲出する物件</u>については、第4条第2項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 同項第7号 _____ から第9号まで _____ に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する<u>広告物</u>で、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>同項各号</u> _____ に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する<u>広告物</u></p> <p>(3) 前2号に掲げる<u>広告物を掲出する物件</u></p> <p>5 表示又は設置の期間が5日以内の<u>広告物又は広告物を掲出する物件</u> (第1項及び第2項に規定するものを除く。)については、第5条の規定は、適用しない。この場合において、その<u>広告物の管理者の住所及び氏名並びに広告物の表示期間又は広告物を掲出する物件の掲示期間</u>を明示しなければならない。</p> <p>6 省略 (経過措置)</p> <p>第8条 第4条又は第5条に規定する地域、場所又は物件になつた際、当該地域、場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている<u>広告物又は広告物を掲出する物件</u> (以下「既存広告物等」という。)については、これらの条に規定する地域、場所又は</p>

新	旧
<p>物件になつた日から1年間（規則で定める堅ろうな既存広告物等にあつては、規則で定める期間）は、これらの条の規定は、適用しない。その期間内に当該既存広告物等についてこの条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までの間も、同様とする。</p>	<p>物件になつた日から1年間（規則で定める堅ろうな既存広告物等にあつては、規則で定める期間）は、これらの条の規定は、適用しない。その期間内に当該既存広告物等についてこの条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までの間も、同様とする。</p>
<p>（許可の表示）</p>	<p>（許可の表示）</p>
<p>第10条 この条例の規定による許可を受けた者は、その広告物又は<u>掲出物件</u>の一部に許可の証票をちよう付しなければならない。ただし、許可の押印を受けたものについては、この限りでない。</p>	<p>第10条 この条例の規定による許可を受けた者は、その広告物又は<u>広告物を掲出する物件</u>の一部に許可の証票をちよう付しなければならない。ただし、許可の押印を受けたものについては、この限りでない。</p>
<p>（変更の許可）</p>	<p>（変更の許可）</p>
<p>第11条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は<u>掲出物件</u>を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、知事の許可を受けなければならない。</p>	<p>第11条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は<u>広告物を掲出する物件</u>を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、知事の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>（管理義務）</p>	<p>（管理義務）</p>
<p>第11条の2 広告物を表示し、若しくは<u>掲出物件</u>を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、これらを良好な状態に保持しなければならない。</p>	<p>第11条の2 広告物を表示し、若しくは<u>広告物を掲出する物件</u>を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、これらを良好な状態に保持しなければならない。</p>
<p>2 広告物を表示し、又は<u>掲出物件</u>を設置する者は、県内に住所を有しない場合においては、県内に住所を有する者に当該広告物又は<u>掲出物件</u>を管理させなければならない。</p>	<p>2 広告物を表示し、又は<u>広告物を掲出する物件</u>を設置する者は、県内に住所を有しない場合においては、県内に住所を有する者に当該広告物又は<u>広告物を掲出する物件</u>を管理させなければならない。</p>
<p>（処分、手続等の効力の承継）</p>	<p>（処分、手続等の効力の承継）</p>
<p>第11条の3 広告物を表示し、若しくは<u>掲出物件</u>を設置する者又はこれらを管理する者について変更があつた場合においては、この条例の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、</p>	<p>第11条の3 広告物を表示し、若しくは<u>広告物を掲出する物件</u>を設置する者又はこれらを管理する者について変更があつた場合においては、この条例の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、</p>

新	旧
<p>この条例の規定により従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。</p> <p>(管理者等の届出)</p> <p>第12条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件_____を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置いたときは、その旨を知事に届け出なければならない。これらを管理する者を変更し、又は廃止したときも、同様とする。</p> <p>2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件_____を表示し、又は設置する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件_____を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名又は住所(法人の場合にあつては、その名称、事務所の所在地又は代表者の氏名)を変更したときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件_____を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>5 省略 (措置命令)</p> <p>第13条 知事は、第3条若しくは第11条の2第1項の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件_____を設置する者又はこれらを管理する者に対し、5日以上の期間を定め、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件_____を設</p>	<p>この条例の規定により従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。</p> <p>(管理者等の届出)</p> <p>第12条 この条例の規定による許可に係る広告物又は<u>広告物を掲出する物件</u>を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置いたときは、その旨を知事に届け出なければならない。これらを管理する者を変更し、又は廃止したときも、同様とする。</p> <p>2 この条例の規定による許可に係る<u>広告物又は広告物を掲出する物件</u>を表示し、又は設置する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 この条例の規定による許可に係る<u>広告物若しくは広告物を掲出する物件</u>を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名又は住所(法人の場合にあつては、その名称、事務所の所在地又は代表者の氏名)を変更したときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 この条例の規定による許可に係る<u>広告物若しくは広告物を掲出する物件</u>を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>5 省略 (措置命令)</p> <p>第13条 知事は、第3条若しくは第11条の2第1項の規定に違反して<u>広告物</u>を表示し、若しくは<u>広告物を掲出する物件</u>を設置する者又はこれらを管理する者に対し、<u>美観風致</u>_____を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該<u>広告物</u>を表示し、若しくは<u>当該広告物を掲出する物件</u>を設</p>

新	旧
<p>置き、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件_____を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて_____、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しない_____ときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。</p> <p>(除却義務)</p> <p>第15条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を_____設置する者又はこれらを管理する者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広告物又は掲出物件を_____除却しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 広告物の表示又は掲出物件_____の設置が必要でなくなつたとき。</p> <p>2 第8条に規定する広告物又は掲出物件_____について同条の規定による期間が経過した場合においても、前項と同様とする。</p> <p>3 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件_____を除却した者は、除却の日から7日以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(除却命令)</p> <p>第16条 知事は、第4条、第5条若しくは前条第1項の規定に違反し、又は第13条第1項の規定による知事の命令に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件_____を設置する者又はこれらを管理する者に対し、5日以上の期限を定め、これらの除却を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件_____を設</p>	<p>置き、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を_____その命じた者又は委任した者に行なわせる_____ことができる。ただし、<u>広告物を掲出する物件を</u>除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、<u>これらを設置する者又は管理する者は、その期限までに知事に申し出るべき旨及びその期限までにその旨申出がない</u>ときは、<u>知事の_____命じた者又は委任した_____者が</u>除却する旨を公告するものとする。</p> <p>(除却義務)</p> <p>第15条 広告物を表示し、若しくは<u>広告物を掲出する物件</u>を設置する者又はこれらを管理する者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広告物又は<u>広告物を掲出する物件</u>を除却しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 広告物の表示又は<u>広告物を掲出する物件</u>の設置が必要でなくなつたとき。</p> <p>2 第8条に規定する広告物又は<u>広告物を掲出する物件</u>について同条の規定による期間が経過した場合においても<u>前項</u>と同様とする。</p> <p>3 この条例の規定による許可に係る広告物又は<u>広告物を掲出する物件</u>を除却した者は、除却の日から7日以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(除却命令)</p> <p>第16条 知事は、第4条、第5条若しくは前条第1項の規定に違反し、又は第13条第1項の規定による知事の命令に違反して広告物を表示し、又は<u>広告物を掲出する物件</u>を設置する者又はこれらを管理する者に対し_____、これらの除却を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは<u>当該広告物を掲出する物件</u>を設</p>

新	旧
<p>置する者又はこれらを管理する者が過失がなく確知することができないときは、<u>これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。</u>ただし、<u>掲出物件</u> _____ を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、<u>自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。</u></p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第17条 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、<u>広告物を表示し、若しくは掲出物件</u> _____ を設置する者又は<u>これら</u> _____ を管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして<u>広告物若しくは掲出物件</u> _____ の存する土地若しくは建物に立ち入り、<u>広告物若しくは掲出物件</u> _____ を検査させることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u></p> <p>(広告景観モデル地区)</p> <p>第19条の2 知事は、市町長の要請に基づき、愛媛県屋外広告物審議会の議を経て、良好な景観の形成を図る必要があると認められる地域のうち、<u>広告物又は掲出物件</u> _____ と地域環境との調和を図ることが特に必要であると認める区域を<u>広告景観モデル地区</u>として指定し、当該<u>広告景観モデル地区</u>において良好な景観を形成するために必要な<u>広告物及び掲出物件</u> _____ の整備に関する指針(以下「<u>広告景観指針</u>」という。)を定めることができる。</p> <p>2 <u>広告景観指針</u>には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) <u>広告物及び掲出物件</u> _____ の整備に関する基本方針</p> <p>(2) <u>広告物の表示及び掲出物件</u> _____ の設置の基準</p> <p>3・4 省略</p>	<p>置する者又はこれらを管理する者が過失がなく確知することができないときは、<u>その措置を</u> _____ <u>その命じた者又は委任した者に行なわせる</u> _____ ことができる。ただし、<u>広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除去すべき旨及びその期限までに除去しないときは、知事の</u> _____ <u>命じた者又は</u> _____ <u>委任した者が除却する旨を公告するものとする。</u></p> <p>(立入検査)</p> <p>第17条 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、<u>広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物又は広告物を掲出する物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは広告物を掲出する物件を</u>検査させることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>(広告景観モデル地区)</p> <p>第19条の2 知事は、市町長の要請に基づき、愛媛県屋外広告物審議会の議を経て、良好な景観の形成を図る必要があると認められる地域のうち、<u>広告物又は広告物を掲出する物件</u>と地域環境との調和を図ることが特に必要であると認める区域を<u>広告景観モデル地区</u>として指定し、当該<u>広告景観モデル地区</u>において良好な景観を形成するために必要な<u>広告物及び広告物を掲出する物件</u>の整備に関する指針(以下「<u>広告景観指針</u>」という。)を定めることができる。</p> <p>2 <u>広告景観指針</u>には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) <u>広告物及び広告物を掲出する物件</u>の整備に関する基本方針</p> <p>(2) <u>広告物の表示及び広告物を掲出する物件</u>の設置の基準</p> <p>3・4 省略</p>



新	旧
<p>5 前項の規定による公告があつたときは、第1項の要請に係る広告景観モデル地区の区域の住民及び当該区域において広告物を表示し、若しくは<u>掲出物件</u>を設置する者又はこれらを管理する者は、前項の縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。</p>	<p>5 前項の規定による公告があつたときは、第1項の要請に係る広告景観モデル地区の区域の住民及び当該区域において広告物を表示し、若しくは<u>広告物を掲出する物件</u>を設置する者又はこれらを管理する者は、前項の縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。</p>
<p>6・7 省略 (広告景観形成基準の遵守)</p>	<p>6・7 省略 (広告景観形成基準の遵守)</p>
<p>第19条の3 広告景観モデル地区内において広告物を表示し、又は<u>掲出物件</u>を設置しようとする者は、当該広告物の表示又は<u>掲出物件</u>の設置が当該広告景観モデル地区に係る前条第2項第2号に掲げる基準(以下「広告景観形成基準」という。)に適合するように努めなければならない。</p>	<p>第19条の3 広告景観モデル地区内において広告物を表示し、又は<u>広告物を掲出する物件</u>を設置しようとする者は、当該広告物の表示又は<u>広告物を掲出する物件</u>の設置が当該広告景観モデル地区に係る前条第2項第2号に掲げる基準(以下「広告景観形成基準」という。)に適合するように努めなければならない。</p>
<p>(広告物を表示する者等に対する指導、助言及び勧告)</p>	<p>(広告物を表示する者等に対する指導、助言及び勧告)</p>
<p>第19条の4 知事は、広告景観モデル地区内における広告物の表示又は<u>掲出物件</u>の設置が当該広告景観モデル地区に係る広告景観形成基準に適合せず、当該広告景観モデル地区の良好な景観の形成又は風致の維持に支障があると認めるときは、当該広告物を表示し、若しくは<u>掲出物件</u>を設置する者又はこれらを管理する者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</p>	<p>第19条の4 知事は、広告景観モデル地区内における広告物の表示又は<u>広告物を掲出する物件</u>の設置が当該広告景観モデル地区に係る広告景観形成基準に適合せず、当該広告景観モデル地区の美観風致<u>の維持</u>に支障があると認めるときは、当該広告物を表示し、若しくは<u>広告物を掲出する物件</u>を設置する者又はこれらを管理する者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</p>
<p>(講習会)</p>	<p>(講習会)</p>
<p>第21条 知事は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び<u>掲出物件</u>の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会(以下「講習会」という。)を開催しなければならない。</p>	<p>第21条 知事は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び<u>広告物を掲出する物件</u>の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会(以下「講習会」という。)を開催しなければならない。</p>
<p>2～4 省略</p>	<p>2～4 省略</p>
<p>(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)</p>	<p>(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)</p>
<p>第23条 知事は、屋外広告業を営む者に対し、<u>良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し</u>、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</p>	<p>第23条 知事は、屋外広告業を営む者に対し、<u>美観風致</u>を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</p>

新	旧				
<p>(第5条第1項第1号に掲げる市及び町が処理する事務)</p> <p>第25条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、第5条第1項第1号に掲げる市及び町が処理することとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第5条第1項及び第7条第3項各号の規定に基づく広告物の表示又は<u>掲出物件</u>の設置の許可に関する事務</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 第12条第1項の規定に基づく広告物又は<u>掲出物件</u>を管理する者の設置、変更又は廃止の届出の受理に関する事務</p> <p>(5) 第12条第2項の規定に基づく広告物又は<u>掲出物件</u>を表示し、又は設置する者の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(6) 第12条第3項の規定に基づく広告物若しくは<u>掲出物件</u>を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 第13条の規定に基づく違反広告物を表示し、若しくは<u>違反掲出物件</u>を設置する者又はこれらを管理する者に対する措置命令に関する事務</p> <p>(9)・(10) 省略</p> <p>(11) 第16条の規定に基づく違反広告物を表示し、若しくは<u>違反掲出物件</u>を設置する者又はこれらを管理する者に対する除却命令に関する事務</p> <p>(12)~(14) 省略</p> <p>別表(第5条関係)</p>	<p>(第5条第1項第1号に掲げる市及び町が処理する事務)</p> <p>第25条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、第5条第1項第1号に掲げる市及び町が処理することとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第5条第1項及び第7条第3項各号の規定に基づく広告物の表示又は<u>これを掲出する物件</u>の設置の許可に関する事務</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 第12条第1項の規定に基づく広告物又は<u>広告物を掲出する物件</u>を管理する者の設置、変更又は廃止の届出の受理に関する事務</p> <p>(5) 第12条第2項の規定に基づく広告物又は<u>広告物を掲出する物件</u>を表示し、又は設置する者の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(6) 第12条第3項の規定に基づく広告物若しくは<u>広告物を掲出する物件</u>を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 第13条の規定に基づく違反広告物を表示し、若しくは<u>違反広告物を掲出する物件</u>を設置する者又はこれらを管理する者に対する措置命令に関する事務</p> <p>(9)・(10) 省略</p> <p>(11) 第16条の規定に基づく違反広告物を表示し、若しくは<u>違反広告物を掲出する物件</u>を設置する者又はこれらを管理する者に対する除却命令に関する事務</p> <p>(12)~(14) 省略</p> <p>別表(第5条関係)</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="165 1417 398 1452">郡名</td> <td data-bbox="398 1417 1070 1452">町名</td> </tr> </table>	郡名	町名	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 1417 1402 1452">郡名</td> <td data-bbox="1402 1417 2074 1452">町名</td> </tr> </table>	郡名	町名
郡名	町名				
郡名	町名				

新		旧	
越智郡 上浮穴郡 伊予郡 喜多郡	上島町 久万高原町 松前町及び砥部町 内子町	越智郡 上浮穴郡 伊予郡 喜多郡 西宇和郡 北宇和郡 南宇和郡	上島町 久万高原町 松前町及び砥部町 内子町 保内町 吉田町、松野町、津島町、三間町及び鬼北町 愛南町
北宇和郡 南宇和郡	吉田町、松野町、津島町、三間町及び鬼北町 愛南町		

愛媛県屋外広告物条例の一部改正 第2条に係る部分

新	旧																										
<p>第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で知事が指定する範囲内にある地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域並びに同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観</p> <p>(4)~(16) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>郡名</th> <th>町名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>越智郡</td> <td>上島町</td> </tr> <tr> <td>上浮穴郡</td> <td>久万高原町</td> </tr> <tr> <td>伊予郡</td> <td>松前町及び砥部町</td> </tr> <tr> <td>喜多郡</td> <td>内子町</td> </tr> <tr> <td>西宇和郡</td> <td>伊方町</td> </tr> <tr> <td>北宇和郡</td> <td>吉田町、松野町、津島町、三間町及び鬼北町</td> </tr> </tbody> </table>	郡名	町名	越智郡	上島町	上浮穴郡	久万高原町	伊予郡	松前町及び砥部町	喜多郡	内子町	西宇和郡	伊方町	北宇和郡	吉田町、松野町、津島町、三間町及び鬼北町	<p>第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第56条の10第1項の規定により指定された建造物、その周囲で知事が指定する範囲内にある地域及び同法第69条第1項若しくは第2項又は第70条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域</p> <p>(4)~(16) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>郡名</th> <th>町名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>越智郡</td> <td>上島町</td> </tr> <tr> <td>上浮穴郡</td> <td>久万高原町</td> </tr> <tr> <td>伊予郡</td> <td>松前町及び砥部町</td> </tr> <tr> <td>喜多郡</td> <td>内子町</td> </tr> <tr> <td>北宇和郡</td> <td>吉田町、松野町、津島町、三間町及び鬼北町</td> </tr> </tbody> </table>	郡名	町名	越智郡	上島町	上浮穴郡	久万高原町	伊予郡	松前町及び砥部町	喜多郡	内子町	北宇和郡	吉田町、松野町、津島町、三間町及び鬼北町
郡名	町名																										
越智郡	上島町																										
上浮穴郡	久万高原町																										
伊予郡	松前町及び砥部町																										
喜多郡	内子町																										
西宇和郡	伊方町																										
北宇和郡	吉田町、松野町、津島町、三間町及び鬼北町																										
郡名	町名																										
越智郡	上島町																										
上浮穴郡	久万高原町																										
伊予郡	松前町及び砥部町																										
喜多郡	内子町																										
北宇和郡	吉田町、松野町、津島町、三間町及び鬼北町																										

新		旧	
南宇和郡	愛南町	南宇和郡	愛南町

愛媛県屋外広告物条例の一部改正 第3条に係る部分

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第3条）</p> <p>第2章 広告物及び掲出物件の制限（第4条 第14条）</p> <p>第3章 監督（第15条 第26条）</p> <p>第4章 広告景観モデル地区（第27条 第29条）</p> <p>第5章 屋外広告業（第30条 第45条）</p> <p>第6章 雑則（第46条 第50条）</p> <p>第7章 罰則（第51条 第57条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）に基づき、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制を行うことを目的とする。</p> <p>第3条 省略</p> <p>第2章 広告物及び掲出物件の制限</p> <p>（禁止）</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>（1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号_____）に基づき、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置並びにこれらの維持_____について必要な規制を行うことを目的とする。</p> <p>第2条の2 省略</p> <p>（禁止）</p> <p>第3条 省略</p> <p>第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>（1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域</p>

新	旧
<p>、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、<u>景觀地区</u>、<u>風致地区</u>、<u>緑地保全地域</u>、<u>特別緑地保全地区</u>又は生産緑地地区のうち、知事が指定する地域又は地区</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>景觀法（平成16年法律第110号）第74条第1項の規定により指定された準景觀地区であつて、同法第75条第1項の条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する地域</u></p> <p>(4) <u>景觀法第76条第3項に規定する地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する地域</u></p> <p>(5)～(18) 省略</p> <p>2 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 景觀法_____第19条第1項の規定により指定された景觀重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景觀重要樹木</p> <p>3 道路（<u>第1項第12号に掲げるものを除く。</u>）の路面には、広告物を表示してはならない。</p> <p>（許可）</p> <p><u>第6条 前条第1項各号に掲げる地域又は場所以外の地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</u></p>	<p>、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、<u>美觀地区</u>、<u>風致地区</u>、<u>緑地保全地域</u>、<u>特別緑地保全地区</u>又は生産緑地地区のうち、知事が指定する地域又は地区</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3)～(16) 省略</p> <p>2 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 景觀法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景觀重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景觀重要樹木</p> <p>3 道路（<u>第1項第10号に掲げるものを除く。</u>）の路面には、広告物を表示してはならない。</p> <p>（許可）</p> <p><u>第5条 次に掲げる地域又は場所（前条に規定する地域又は場所を除く。）において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）を除く。）及び別表に定める町の区域（知事が指定する区域を除く。）</u></p> <p>(2) <u>愛媛県自然環境保全条例第23条第1項に規定する愛媛県自然環境保全地域の普通地区</u></p> <p>(3) <u>自然公園法第26条第1項に規定する国立公園及び国定公園の普通地域</u></p> <p>(4) <u>愛媛県県立自然公園条例第25条第1項に規定する県立自然</u></p>

新	旧
<p>2～5 省略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、<u>前2条</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>国、地方公共団体又は公共的団体が公共的目的をもつて表示し、又は設置するもの</u></p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、<u>第5条第1項及び前条</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、<u>第5条第1項</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、<u>第5条第2項</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1) <u>第5条第2項第7号から第9号まで及び第11号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの</u></p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>第5条第2項各号に掲げる物件</u></p>	<p><u>公園の普通地域</u></p> <p>(5) <u>道路及び鉄道等の知事が指定する区間</u></p> <p>(6) <u>道路及び鉄道等から展望することができる地域で、知事が指定する区域</u></p> <p>(7) <u>河川、湖沼、渓谷、海浜、高原及び山岳並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域</u></p> <p>(8) <u>港湾、空港及び駅前広場並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域</u></p> <p>2～5 省略</p> <p>第6条 削除</p> <p>(適用除外)</p> <p>第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、<u>第4条及び第5条</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>国又は地方公共団体</u>が公共的目的をもつて表示し、又は設置するもの</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、<u>第4条第1項及び第5条</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、<u>第4条第1項</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、<u>第4条第2項</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1) <u>第4条第2項第7号から第9号まで及び第11号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの</u></p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>第4条第2項各号に掲げる物件</u></p>

新	旧
<p>にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物</p> <p>(3) 省略</p> <p>5 表示又は設置の期間が5日以内の広告物又は掲出物件（第1項及び第2項に規定するものを除く。）については、<u>前条</u>の規定は、適用しない。この場合において、その広告物の管理者の住所及び氏名並びに広告物の表示期間又は掲出物件の掲示期間を明示しなければならない。</p> <p>6 <u>前条第2項</u>から第5項までの規定は、第3項各号の規定による許可について準用する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第8条 <u>第5条又は第6条</u>に規定する地域、場所又は物件になつた際、当該地域、場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件（以下「既存広告物等」という。）については、これらの条に規定する地域、場所又は物件になつた日から1年間（規則で定める堅ろうな既存広告物等にあつては、規則で定める期間）は、これらの条の規定は、適用しない。その期間内に当該既存広告物等についてこの条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までの間も、同様とする。</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 <u>第6条第2項</u>から第5項までの規定は、前項の規定による許可について準用する。</p> <p><u>第12条～第14条</u> 省略</p> <p><u>第3章 監督</u></p> <p>(措置命令等)</p> <p>第15条 知事は、<u>第4条若しくは第12条第1項</u>の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、5日以上を定め、良好な景観を形成し</p>	<p>にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物</p> <p>(3) 省略</p> <p>5 表示又は設置の期間が5日以内の広告物又は掲出物件（第1項及び第2項に規定するものを除く。）については、<u>第5条</u>の規定は、適用しない。この場合において、その広告物の管理者の住所及び氏名並びに広告物の表示期間又は掲出物件の掲示期間を明示しなければならない。</p> <p>6 <u>第5条第2項</u>から第5項までの規定は、第3項各号の規定による許可について準用する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第8条 <u>第4条又は第5条</u>に規定する地域、場所又は物件になつた際、当該地域、場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件（以下「既存広告物等」という。）については、これらの条に規定する地域、場所又は物件になつた日から1年間（規則で定める堅ろうな既存広告物等にあつては、規則で定める期間）は、これらの条の規定は、適用しない。その期間内に当該既存広告物等についてこの条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までの間も、同様とする。</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 <u>第5条第2項</u>から第5項までの規定は、前項の規定による許可について準用する。</p> <p><u>第11条の2～第12条</u> 省略</p> <p>(措置命令)</p> <p>第13条 知事は、<u>第3条若しくは第11条の2第1項</u>の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、5日以上を定め、良好な景観を形成し</p>

新	旧
<p>、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な措置を命ずることができる。</p> <p><u>2 知事は、第4条から第6条までの規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命ずることができる。</u></p> <p><u>3 知事は、前2項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくして確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。</u></p> <p><u>第16条・第17条 省略</u> (除却命令)</p> <p><u>第18条 知事は、第5条、第6条若しくは前条第1項の規定に違反し、又は第15条第1項若しくは第2項の規定による知事の命令に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、5日以上の期限を定め、これらの除却を命ずることができる。</u></p> <p><u>2 省略</u> (<u>広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項</u>)</p> <p><u>第19条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類、形状及び数量</u></p> <p><u>(2) 保管した広告物又は掲出物件の表示され、設置され、又は放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時</u></p>	<p>、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な措置を命ずることができる。</p> <p><u>2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくして確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。</u></p> <p><u>第14条・第15条 省略</u> (除却命令)</p> <p><u>第16条 知事は、第4条、第5条若しくは前条第1項の規定に違反し、又は第13条第1項の規定による知事の命令に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、5日以上の期限を定め、これらの除却を命ずることができる。</u></p> <p><u>2 省略</u></p>



新	旧
<p>(3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項</p> <p>( 広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法 )</p> <p>第20条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間(法第8条第3項第1号に掲げる広告物については、1週間)、規則で定める場所に掲示すること。</p> <p>(2) 法第8条第3項第2号に掲げる広告物又は掲出物件については、前号の掲示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者等(同条第2項に規定する所有者等をいう。以下同じ。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公報、広報誌又はインターネットに掲載すること</p> <p>2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする</p> <p>( 保管した広告物又は掲出物件の価額の評価の方法 )</p> <p>第21条 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。</p> <p>( 保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手續 )</p> <p>第22条 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札</p>	

新	旧
<p><u>に付しても入札者が不在の広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、保管した広告物又は掲出物件の売却の<u>手続に關し必要な事項は、規則で定める。</u></u>  <u>(公示の日から売却可能となるまでの期間)</u></p> <p>第23条 <u>法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>法第7条第4項の規定により除却された広告物 1週間</u>  (2) <u>特に貴重な広告物又は掲出物件 3月</u>  (3) <u>前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間</u>  <u>(広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)</u></p> <p>第24条 <u>知事は、保管した広告物又は掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。</u></p> <p>第25条 省略  (公告)</p> <p>第26条 知事は____、第5条又は第7条の規定による指定をし、又はこれを変更し、若しくは廃止したときは、その旨を公示するものとする。</p>	<p>第17条 省略  (公告)</p> <p>第18条 知事は、<u>第4条、第5条又は第7条の規定による指定をし、又はこれを変更し、若しくは廃止したときは、その旨を公示するものとする。</u>  <u>(許可手数料)</u></p> <p>第19条 <u>この条例の規定による許可を受けようとする者は、手数料を納めなければならない。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を経た政党、協会その他の団体は、はり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとする</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第 4 章 広告景観モデル地区</p> <p>第27条～第29条 省略</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 屋外広告業</p> <p>(登録)</p> <p>第30条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録の有効期間は、5年とする。</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</p> <p>4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第31条 前条第1項の登録(同条第3項の更新の登録を含む。以下同じ。)を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 愛媛県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地</p> <p>(3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名</p>	<p>きは、この限りでない。</p> <p>2 前項の手数料の額は、9,500円の範囲内において知事が定める。</p> <p>第19条の2～第19条の4 省略</p>

新	旧
<p>(4) <u>未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所</u></p> <p>(5) <u>第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称</u></p> <p>2 <u>前項の申請書には、登録申請者が第33条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(登録の実施)</p> <p>第32条 <u>知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項各号に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>登録年月日及び登録番号</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知するものとする。</u></p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第33条 <u>知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第43条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者</u></p> <p>(2) <u>屋外広告業者(第30条第1項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第43条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその役員であつた者でその処分があつた日から2年を経過しないもの</u></p> <p>(3) <u>第43条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</u></p> <p>(4) <u>法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが</u></p>	

新	旧
<p><u>なくなつた日から2年を経過しない者</u></p> <p><u>(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者</u> <u>でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに</u> <u>該当する者があるもの</u></p> <p><u>(7) 第31条第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任して</u> <u>いない者</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、</u> <u>その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(登録事項の変更の届出)</u></p> <p>第34条 <u>屋外広告業者は、第31条第1項各号に掲げる事項に変更が</u> <u>あつたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところによ</u> <u>り、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係</u> <u>る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する</u> <u>場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しな</u> <u>なければならない。</u></p> <p>3 <u>第31条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用</u> <u>する。</u></p> <p><u>(屋外広告業者登録簿の閲覧)</u></p> <p>第35条 <u>知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するものと</u> <u>する。</u></p> <p><u>(廃業等の届出)</u></p> <p>第36条 <u>屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつ</u> <u>た場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場</u> <u>合にあつては、その事実を知つた日)から30日以内に、その旨を</u> <u>知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 死亡した場合 その相続人</u></p> <p><u>(2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者</u></p>	

新	旧
<p>(3) <u>法人が破産手続の開始の決定により解散した場合</u> <u>その破産管財人</u></p> <p>(4) <u>法人が合併及び破産手続の開始の決定以外の理由により解散した場合</u> <u>その清算人</u></p> <p>(5) <u>愛媛県の区域内において屋外広告業を廃止した場合</u> <u>屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人の役員</u></p> <p>2 <u>屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。</u> (登録の抹消)</p> <p>第37条 <u>知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき、又は第43条第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。</u></p> <p>(講習会)</p> <p>第38条 <u>省略</u></p> <p>2 <u>省略</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(屋外広告業の届出)</p> <p>第20条 <u>屋外広告業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>氏名又は名称</u></p> <p>(2) <u>営業所の名称及び所在地</u></p> <p>(3) <u>法人にあつては、代表者の氏名</u></p> <p>(4) <u>営業所ごとに置く第22条第1項に規定する講習会修了者等の氏名及び所属営業所の名称</u></p> <p>2 <u>前項の届出をした者は、屋外広告業を廃止したとき、又は前項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(講習会)</p> <p>第21条 <u>省略</u></p> <p>2 <u>省略</u></p> <p>3 <u>講習会を受けようとする者は、2,500円の講習手数料を納付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

新	旧
<p><u>(業務主任者の設置)</u></p> <p><u>第39条 屋外広告業者は、その営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。</u></p> <p><u>(1) 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者</u></p> <p><u>(2) 講習会の課程を修了した者</u></p> <p><u>(3) 他の都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)の行う講習会の課程を修了した者</u></p> <p><u>(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの</u></p> <p><u>(5) 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者</u></p>	<p><u>(講習会修了者等の設置)</u></p> <p><u>第22条 屋外広告業を営む者は、その営業所ごとに講習会の課程を修了した者又は次の各号のいずれかに該当する者(以下「講習会修了者等」という。)を置かなければならない。</u></p> <p><u>(1) 他の都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは中核市の行う講習会の課程を修了した者</u></p> <p><u>(2) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの</u></p> <p><u>(3) 知事が、規則で定めるところにより、講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有するものと認定した者</u></p> <p><u>2 知事は、講習会修了者等の置かれていない営業所について、当該営業所の属する屋外広告業を営む者に対し、期間を定めて、講習会修了者等を置くべきことを命ずることができる。</u></p>

新	旧
<p>2 <u>業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。</u></p> <p>(1) <u>この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。</u></p> <p>(2) <u>広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第41条の帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。</u></p> <p><u>(標識の掲示)</u></p> <p>第40条 <u>屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</u></p> <p><u>(帳簿の備付け等)</u></p> <p>第41条 <u>屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。</u></p> <p><u>(屋外広告業者 に対する指導、助言及び勧告)</u></p> <p>第42条 <u>知事は、屋外広告業者 に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</u></p> <p><u>(登録の取消し等)</u></p> <p>第43条 <u>知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。</u></p> <p>(2) <u>第33条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれか</u></p>	<p>(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)</p> <p>第23条 <u>知事は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</u></p>



新	旧
<p><u>に該当することとなつたとき。</u></p> <p><u>(3) 第34条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p> <p><u>(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。</u></p> <p><u>2 第33条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。</u></p> <p><u>(屋外広告業者監督処分簿の備付け等)</u></p> <p><u>第44条 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、前条第1項の規定による処分をしたときは、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。</u></p> <p><u>2 屋外広告業者監督処分簿は、規則で定める閲覧所において一般の閲覧に供するものとする。</u></p> <p><u>(報告徴収及び立入検査)</u></p> <p><u>第45条 知事は、屋外広告業者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u></p> <p><u>第6章 雑則</u></p> <p><u>第46条 省略</u></p> <p><u>(手数料)</u></p> <p><u>第47条 次の各号に掲げる事務につき、手数料を、当該各号に定める金額によつて徴収する。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項(同条第5項において準用する場合及び同法第6条の3の規定によりその例によることとされる場合を</u></p>	<p>第24条 省略</p>

新	旧
<p>含む。)の届出を行つた政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等(法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同じ。)、広告旗(同項に規定する広告旗をいう。以下同じ。)又は立看板等(同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。)に係る第1号に掲げる許可を受けようとするときは、<u>手数料を徴収しない。</u></p> <p>(1) 第5条第1項、第7条第3項各号及び第11条第1項の規定による許可 9,500円の範囲内において知事が定める額</p> <p>(2) 第30条第1項の登録 10,000円</p> <p>(3) 第38条第1項の規定による講習会 2,500円</p> <p>2 知事は、特別の事情により必要があると認めるときは、前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)を減免することができる。</p> <p>3 既に納付した手数料は、還付しない。</p> <p>( )市及び町が処理する事務)</p> <p>第48条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、市(中核市を除く。)及び町が処理することとする。</p> <p>(1) 法第7条第3項の規定に基づく違反広告物又は違反掲出物件の除却に関する事務</p> <p>(2) 法第7条第4項の規定に基づく違反に係るはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の除却に関する事務</p> <p>(3) 法第8条第1項の規定に基づく広告物又は掲出物件の保管に関する事務</p> <p>(4) 法第8条第2項の規定に基づく広告物又は掲出物件を保管した場合の公示に関する事務</p> <p>(5) 法第8条第3項から第7項までの規定に基づく広告物又は掲出物件の価額の評価、売却及び廃棄に関する事務</p>	<p>(第5条第1項第1号に掲げる市及び町が処理する事務)</p> <p>第25条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、<u>第5条第1項第1号に掲げる市及び町が処理することとする。</u></p> <p>(1) 屋外広告物法第7条第3項及び第4項の規定に基づく違反に係るはり紙並びにはり札及び立看板の除却に関する事務</p>

新	旧
(6) <u>第6条第1項及び第7条第3項各号の規定に基づく広告物の表示又は掲出物件の設置の許可に関する事務</u>	(2) <u>第5条第1項及び第7条第3項各号の規定に基づく広告物の表示又は掲出物件の設置の許可に関する事務</u>
(7) <u>省略</u>	(3) <u>省略</u>
(8) <u>第14条第1項の規定に基づく広告物又は掲出物件を管理する者の設置、変更又は廃止の届出の受理に関する事務</u>	(4) <u>第12条第1項の規定に基づく広告物又は掲出物件を管理する者の設置、変更又は廃止の届出の受理に関する事務</u>
(9) <u>第14条第2項の規定に基づく広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者の変更の届出の受理に関する事務</u>	(5) <u>第12条第2項の規定に基づく広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者の変更の届出の受理に関する事務</u>
(10) <u>第14条第3項の規定に基づく広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出の受理に関する事務</u>	(6) <u>第12条第3項の規定に基づく広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出の受理に関する事務</u>
(11) <u>第14条第4項の規定に基づく滅失の届出の受理に関する事務</u>	(7) <u>第12条第4項の規定に基づく滅失の届出の受理に関する事務</u>
(12) <u>第15条の規定に基づく違反広告物を表示し、若しくは違反掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対する措置命令等に関する事務</u>	(8) <u>第13条の規定に基づく違反広告物を表示し、若しくは違反掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対する措置命令</u> に関する事務
(13) <u>第16条の規定に基づく違反等に対する許可の取消しに関する事務</u>	(9) <u>第14条の規定に基づく違反等に対する許可の取消しに関する事務</u>
(14) <u>第17条第3項の規定に基づく除却の届出の受理に関する事務</u>	(10) <u>第15条第3項の規定に基づく除却の届出の受理に関する事務</u>
(15) <u>第18条の規定に基づく違反広告物を表示し、若しくは違反掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対する除却命令に関する事務</u>	(11) <u>第16条の規定に基づく違反広告物を表示し、若しくは違反掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対する除却命令に関する事務</u>
(16) <u>第24条の規定に基づく違反広告物又は違反掲出物件（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）の返還に関する事務</u>	
(17) <u>第25条第1項の規定に基づく報告の徴収等又は立入検査に関する事務</u>	(12) <u>第17条第1項の規定に基づく報告の徴収等又は立入検査に関する事務</u>
(18) <u>省略</u>	(13) <u>第20条の規定に基づく屋外広告業の届出の受理に関する事務</u> (14) <u>省略</u>

新	旧
<p>(適用除外)</p> <p>第49条 この条例の規定は、中核市の区域については、適用しない。</p> <p>第50条 省略</p> <p>第7章 罰則</p> <p>第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第30条第1項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者</p> <p>(2) 不正の手段によつて第30条第1項の登録を受けた者</p> <p>(3) 第43条第1項の規定による営業の停止の命令に違反して屋外広告業を営んだ者</p> <p>第52条 第18条第1項の規定による知事の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第4条から第6条までの規定に違反した者</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 第15条第1項の規定による知事の命令に違反した者</p> <p>(4) 第17条第1項及び第2項の規定に違反した者</p> <p>(5) 第34条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(6) 第39条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者</p> <p>第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌</p>	<p>第26条 省略</p> <p>(罰則)</p> <p>第27条 第16条第1項の規定による知事の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第3条から第5条までの規定に違反した者</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 第13条第1項の規定による知事の命令に違反した者</p> <p>(4) 第15条第1項及び第2項の規定に違反した者</p> <p>(5) 第20条第1項の規定による届出をしないで屋外広告業を営んだ者</p> <p>(6) 第20条第2項の規定による届出をせず、又は同条第1項若しくは第2項の規定による届出について虚偽の届出をした者</p> <p>(7) 第22条第2項の規定による知事の命令に違反した者</p>

新	旧												
<p><u>避した者</u>  (2) <u>第45条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</u></p> <p>第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。  (1) <u>第14条又は第17条第3項の規定による届出をしない者</u>  (2) 省略</p> <p>第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、<u>第51条から前条までの違反行為をしたときは、その</u> ___ 行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p> <p>第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。  (1) <u>第36条第1項の規定による届出を怠つた者</u>  (2) <u>第40条の規定による標識を掲げない者</u>  (3) <u>第41条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者</u></p>	<p>第29条 <u>第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。  (1) <u>第12条又は第15条第3項の規定による届出をしない者</u>  (2) 省略  <u>(両罰規定)</u></p> <p>第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前4条 ___ の違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し ___、各本条の罰金刑を科する。</p>												
	<p>別表(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 1206 1397 1249">郡名</th> <th data-bbox="1406 1206 2072 1249">町名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 1256 1397 1299">越智郡</td> <td data-bbox="1406 1256 2072 1299">上島町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1305 1397 1348">上浮穴郡</td> <td data-bbox="1406 1305 2072 1348">久万高原町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1355 1397 1398">伊予郡</td> <td data-bbox="1406 1355 2072 1398">松前町及び砥部町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1404 1397 1447">喜多郡</td> <td data-bbox="1406 1404 2072 1447">内子町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1453 1397 1497">西宇和郡</td> <td data-bbox="1406 1453 2072 1497">伊方町</td> </tr> </tbody> </table>	郡名	町名	越智郡	上島町	上浮穴郡	久万高原町	伊予郡	松前町及び砥部町	喜多郡	内子町	西宇和郡	伊方町
郡名	町名												
越智郡	上島町												
上浮穴郡	久万高原町												
伊予郡	松前町及び砥部町												
喜多郡	内子町												
西宇和郡	伊方町												

新	旧	
	北宇和郡 南宇和郡	吉田町、松野町、津島町、三間町及び鬼北町 愛南町